

公開質問状

教育委員会 様

2014年3月24日

えひめ教科書裁判を支える会

住所 松山市鴨川3丁目4-14

電話・FAX

共同代表

同

同

「坂の上の雲記念館」の問題を考える会

住所 松山市鴨川3丁目4-14

電話・FAX

共同代表者

同

※ 問い合わせ先 0898-
090-

【「公開質問状」提出の理由と趣旨】

2014年2月11日、愛媛県内の5か所で、「建国記念の日 奉祝大会」が開催されました。愛媛県下の教育委員会・自治体のほとんどが、この「大会」を「後援」し、さらに、当「大会」への参加を子どもたちに呼びかけるチラシを管内の学校で配布した教育委員会も多く存在していたことが、報道によって明らかにされました。

私たちは、この事実に強い驚きを禁じ得ません。なぜなら、当「奉祝大会」は、「建国記念の日」を、大日本帝国時代の国家神道推進・教化の一翼を担った「紀元節」と同じものと見做し、その国家神道のイデオロギー・教義に基づく形で「奉祝」していることが、以下の（「質問」の中で示す）「後援申請」関連資料からも明白であるにもかかわらず、「後援」・「配布」しているからです。

また、その「後援申請」関連資料からは、当「奉祝大会」が、現憲法の理念・原則である国民主権（人民主権）の立場ではなく、日本は万世一系・神聖不可侵の天皇が統治する天皇主権の国であるとの立場に立ち、その立場・教義から「建国記念の日」を「奉祝」しようとしていることが一目で読み取れます。

さらに、当「奉祝大会」の実質的主催者は、大日本帝国を肯定・賛美し、現憲法を否定

する立場からの「新憲法」の制定をめざす政治団体であります。〔下記「質問」三の(12)参照〕

大日本帝国時代、天皇を「神聖不可侵」とする国家神道が政府によって国民に強要され、刷り込まれることによって、市民・国民の思想・信条・信教・学問の自由等が侵害され、アジア・太平洋への「聖戦」と称する侵略戦争が遂行されたことから、その反省の立場に立つ戦後民主主義体制において、国家神道は廃止され、それを子どもらに教えていた「国史(日本歴史)」「修身」などの教科・教科書も廃止されたのでした。

そして、現日本国憲法において、第19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とし、第20条で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」として、戦後憲法下では、「天皇の不可侵」ではなく、「思想及び良心の自由」を中心とする個人の基本的人権こそが「不可侵」の権利であるとされました。

戦後の教育もまた、その理念・原則のもとで行われることになったとともに、戦前の教育体制においては、国家神道等国家イデオロギーの国家による注入・教化対象に過ぎなかった子どもたちこそが、学校教育の主体であり、主人公であることが憲法によっても保障されているのです。〔下記「質問」二の(2)の⑥参照〕

さらに、国家神道的なものの推進及び、それに類することを国家・公的機関が再び行うことができないようにする目的で、現憲法において、徹底した「政教分離」の原則が規定され、最高裁の判例なども、同様の立場に立っています〔下記「質問」三の(9)参照〕。

以上のようなことであるにもかかわらず、なぜ、戦後憲法下の教育委員会や自治体が、当「奉祝大会」を後援し、果ては、「奉祝大会参加呼びかけチラシ」を子どもたちに配布することまで行ったのでしょうか。

なぜ、上記のような性格の「奉祝大会」を後援し、チラシを配布したのか、その理由・目的は何なのか。そのとき、その行為が、子どもたちにとって、どのような意味を持つことになるか考えたのか、考えなかったのか。あるいは、そこに、どのような教育的意味を見出したのか。

また、当「奉祝大会」の上記のような政治的・宗教的目的・性格を熟知しつつ「後援」「配布」したのか、あるいは、現憲法や「戦前の歴史」との関係などは意識・考慮せぬまま「後援」「配布」したのか。

私たちは、その経緯・理由・目的などを、はっきりとした形で知りたいと思います。そして、それらを「知る権利」が、私たち主権者には、当然、あります。

つきましては、時間をとらせて申し訳ありませんが、以下の質問に誠実にお答え頂きますよう、よろしくお願い致します。

下記のような重要な意味・性格を持つ事柄であることも考慮されて、その説明責任を果たすという意味においても、よろしく、ご回答をお願いしたいと思います。

なお、「回答」はお手数ですが、4月20日までに、「えひめ教科書裁判を支える会」宛て(松山市鴨川3丁目4-14)にお願い致します。

【質問】

一 「建国記念の日 奉祝大会」に対する「後援」に関して

(1) 貴教育委員会が「建国記念の日 奉祝大会」を「後援」した理由・目的を教えてください。

(2) 貴教育委員会が「建国記念の日 奉祝大会」を「後援」するにあたっては、教育委員会という機関の性格上、何らかの教育的観点から「後援」したのだと思います。「奉祝大会」を、どのような教育的観点から「後援」したのか、お答えください。

(3) 「後援」(をするかどうか)は、どこで、誰らが、どういう形で審議・判断し、決定しましたか？ その「手続き・決定過程」を示してください。
また、「後援」するかどうかを判断し、決定するにあたって、依拠すべき規定・規則のようなものを有しているのであれば、それを示してください。

(4) 「後援」を決めるに際して、当「奉祝大会」と日本国憲法や大日本帝国の歴史との関係について、審査・考慮等しましたか？

(はい いいえ)

(5) 上記で「はい」と答えられた委員会にお聞きします。
当「奉祝大会」と日本国憲法や大日本帝国の歴史との関係について、どのような
審査・考慮等をされましたか？

(6) 当「奉祝」愛媛県実行委員会から提出があった「後援申請書」には、「政治的・宗
教的営利的な催しではありません。」と書かれています。
貴委員会において、当「奉祝大会」が本当に「政治的・宗教的な催し」でないか
どうかについて、調査・審議など行いましたか？

(はい いいえ)

(7) 上記で「はい」と答えられた委員会にお聞きします。
当「奉祝大会」が「政治的・宗教的な催し」でないかどうかについて、どのよう
なことを、どのような形・方法で調査・審議しましたか？
また、結論は、どのようなものでありましたか？

(8) 後援するにあたって、当「建国記念の日 奉祝実行委員会」及び当「奉祝大会」に
対して、何らかの便宜供与を行いましたか？

(はい いいえ)

(9) 上記で、「はい」と答えられた委員会におかれましては、どのような「便宜供与」を
行ったかお答えください。

二 「建国記念の日 奉祝大会」参加呼びかけチラシの配布に関して

- (1) 「建国記念の日 奉祝大会」のチラシを、管内の各学校に配布しましたか？
(各学校の判断に任せる形で配布した教育委員会も含まれます)

(はい いいえ)

各学校の判断に任す形で配布した教育委員会におかれては、子どもたちに実際に配布した学校名をお書きください。

- (2) 「配布」(をするかどうか)は、どこで、誰らが、どういう形で審議・判断し、決定しましたか？ その「手続き・決定過程」を示してください。

また、「配布」するかどうかを判断し、決定するにあたって、依拠すべき規定・規則のようなものを有しているのであれば、それを示してください。

- (3) 上記「(1)」で「はい」と答えられた委員会にお聞きします。

① 上記「チラシ配布」は、どのような指示等の言葉とともに行いましたか？

② 上記「チラシ配布」をした理由・目的を教えてください。

③ 学校教育は、(特定の政治団体のためではなく)子どもたちのためにこそ存在しており、その子どもたちの立場に立って、子どもたちのためにこそ、貴教育委員会も日々の活動をされていることと思います。

その子どもたちが、当該チラシのような内容の「建国記念の日 奉祝大会」への参加呼びかけチラシを渡される、つまり、「奉祝大会」参加を呼びかけられるこ

と及び、その結果として「奉祝大会」に参加すること。

子どもたちの立場に立って考えるとき、このことが、子どもたちにとって、どのようなことであるだろうと考えられて、「配布」をされたのでしょうか？

また、子どもたちへの影響については、どのように考えられたのでしょうか？

- ④ また、貴教育委員会の立場からは、当該チラシ配布及び、その結果としての「奉祝大会」参加が、学校教育の主体・主人公である子どもたちにとって、あるいは、子どもたちのために、どのような教育的意味があると考えられて、当該「配布行為」を行ったのでしょうか？

- ⑤ 日本政府も締結・批准し、遵守義務がある国際条約であり、「子どもの憲法」とも言われる「子どもの権利条約」の以下の条文は、ご存知でしたでしょうか？

(はい いいえ)

[子どもの権利条約]

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

- ⑥ 学校教育において、とりわけ、戦後憲法・戦後民主主義体制下のそれにおいては、子どもたちこそが教育の主体・主人公であることについて述べることは、「釈迦に説法」で失礼かと思いますが、最高裁「学テ判決」(大法廷「学テ判決」1976・5・21)に以下の文章があったことは、ご存知でしたでしょうか？

(はい いいえ)

2 憲法と子どもに対する教育権能

(一) 憲法中教育そのものについて直接の定めをしている規定は憲法二六条であるが、同条は、一項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、二項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めている。この規定は、福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言したものであるが、この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。**換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。**

三 「建国記念の日 奉祝大会」の性格に関して

上記・「後援」するにあたって、以下のことは、ご存知でしたか？

- (1) 「建国記念の日」について定めている「国民の祝日に関する法律」において、「建国記念の日」は、「建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。」とされている。

(知っていた 知らなかった)

- (2) 国会に提案されていた当該法案における祝日名は、本来「建国記念日」であり、その日を、「(政令で定める)のではなく)旧「紀元節」と同じ「2月11日」とするものであった。

しかし、それは、戦後憲法下で廃止された、大日本帝国時代の「紀元節」の復活を意味するものであるため、上程しても成立せず、廃案となることが繰り返された。結局、間に「の」の字を入れることによって当該「祝日法改正案」が成立した。

その意味するところは、(紀元節にあたる)「2月11日」が日本の「建国記念日」

であると特定することはせず、上記①のように「建国（されたという事象そのもの）をしのぶ」日とした、ということである。

つまり、「建国記念の日」について定めた法律は、（紀元節のように）「2月11日」を「建国日」とする前提には立っていないのである。

このような意味から、その「記念する日」は（必ずこの日でなければならないと法律で特定・明記することなく）、後日、「審議会に諮問し、その答申を尊重して」「政令で定める」とされたのである。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (3) 当該「配布チラシ」及び当該「奉祝大会」開催趣意書（2013年「奉祝大会 後援申請書」に添付されていたもの）において、「建国記念の日」の前身とされている紀元節とは、次のようなものである。

それは、実在していなかったということが歴史学上の「常識」であるところの神武天皇に関する日本書紀の記述から、科学的根拠のないまま割り出した架空の「即位日」である「紀元前660年1月1日」を根拠にする形で、明治新政権によって創り出された、その「初代神武天皇即位」を祝うための祝日である。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (4) 明治新政府発足当時、日本列島に住んでいた庶民・民衆のほとんどは、天皇の存在とは全く無縁な形で暮らしていたが、新政権は、天皇を権威化・絶対化し、そこに依拠して、旧幕府側勢力を抑え、かつ、列島住民を統治しようとしていた。

明治新政府によって上から強要される形で新たに為されたこの紀元節や天長節の設定は、上記の目的により、当時の列島住民・民衆に天皇の存在を知らしめ、その権威化・神聖化を図るために、江戸時代以来の伝統的な祝日である五節句などを廃止することとセットで行われたものである。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (5) 当該チラシ（裏面）において、「声に出して読んでみましょう」と呼びかけている「天照大御神・天壤無窮の神勅」とは、日本書紀上の記述であり（本文中ではなく、本文の後に「一書」一別伝承の形で記載されている。したがって、『日本書紀』においても「公式的」見解・認識ではない）、天照大御神の子孫である「天皇」が「日本」を治め、その「天皇の位」は天地と共に永遠である、という意味である。

大日本帝国政府は、天皇の統治・支配—天皇主権を、この神話上の、つまり虚構の言葉—「神勅」によって、根拠づけ、正当化していた。いわば、「日本型」王権神

授説である。

たとえば、大日本帝国憲法発布と共に出され、その憲法本文の前に記載されている「告文」には、以下のような一節がある。

皇朕レ（われ）天壤無窮ノ宏謨（こうぼ）ニ循ヒ惟神ノ宝祚（ほうそ）ヲ承
継シ旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ

ここには、明治天皇が、「天壤無窮ノ宏謨（遠大で立派なはかりごと）」、つまり、「アマテラスの神勅」によって、天皇の地位を継承しているのだということが書かれている。

また、『大日本帝国憲法義解』（憲法原案を起草した井上毅が稿本を書き、伊藤博文名で公刊した同憲法の逐条解説書）においても、第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、及び第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」が、日本書紀上のこの「神勅」に基づいたものであることが注釈されている。

つまり、当該チラシ（裏面）において、「声に出して読んでみましょう」と呼びかけている「天照大御神・天壤無窮の神勅」とは、日本が天皇の統治する国であり、（現憲法のような国民主権・人民主権ではなく）天皇主権の政治体制であることを示す意味を持つ一付与されている言葉なのである。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (6) 当該チラシ（裏面）において「日本建国のものがたり」というタイトルで語られている物語は、事実として断定的に述べられている「神武天皇」の項も含めて、『古事記』『日本書紀』—「記紀神話」に基づくものである。（但し、天皇統治をより賛美する方向で脚色している。）

その『古事記』『日本書紀』は、古代天皇制国家による支配の正当性—正統性を示すためにつくられたものであって、歴史的事実を客観的立場で記した書物ではない。

しかし、その『記紀』は、大日本帝国時代、政府によって、天皇の神格化と臣民統治を正当化する、いわゆる国家神道の「神典」とされ、（そこに書かれてあることは）歴史的事実でないにもかかわらず、「疑うことのできない事実」として、「国史（日本歴史）」「修身」などの学校教育において、徹底的に教え込まれたものであった。

また、『記紀』を真理追求の立場から自由に研究し得る「学問の自由」も、当然ながら、なかった。国民全体においても、その内容に対する批判はもとより、疑問の提示さえをも禁圧されていたものであった。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (7) 上記の「神勅」「記紀神話」を根拠に、日本は万世一系・神聖不可侵（大日本帝国憲法）かつ現人神の天皇が永遠に統治する「世界に冠たる」国体・神国であり、その天皇・神国が行う戦争は聖戦であり、その「聖戦」に命を捧げた軍人は英霊であるとし、かつ、臣民はこのような「教え・教義」を信じ、「天壤無窮の皇運を扶翼」（教育勅語）しなければならないとする、いわゆる「国家神道」。

この、大日本帝国国家がつくり、国家によって推進された国家神道は、学校教育や紀元節・天長節の行事などを通して、大日本帝国時代の国民・臣民に教化・強制され、当時の人びとの意識・内面のすみずみにまで強くかつ深い影響を与え、その精神を支配するものであった。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (8) 上記（7）にあるように、大日本帝国時代、天皇を「神聖不可侵」とする国家神道が政府によって国民に強要され、刷り込まれることによって、市民・国民の思想・信条・信教・学問の自由等が侵害され、アジア・太平洋への「聖戦」と称する侵略戦争が遂行されたことから、その反省の立場に立つ戦後民主主義体制において、国家神道は廃止され、それを子どもらに教えていた「修身」「国史（日本歴史）」などの教科・教科書も廃止された。

そして、現日本国憲法において、第19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とし、第20条で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」として、戦後憲法下では、「天皇の不可侵」ではなく、「思想及び良心の自由」を中心とする個人の基本的な人権こそが「不可侵」の権利であるとされ、教育もまた、その理念・原則のもとで行われることとなったのである。

（ 知っていた 知らなかった ）

- (9) 上記（7）（8）に示した国家神道（政策）の推進及び、それに類することを国家・公的機関が再び行うことができないよう、現憲法では、徹底した「政教分離」の原則が規定され、最高裁の判例においても、以下のような判断・認識が示されている。

「一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、もともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであるから、世俗的権力である国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。もとより、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によつて異なるものがある。わが国では、過去において、大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という。）に信教の自

由を保障する規定（28条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、**国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた**等のこともあつて、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかつた。しかしながら、このような事態は、第二次大戦の終了とともに一変し、昭和20年12月15日、連合国最高司令官総司令部から政府にあてて、いわゆる神道指令（「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」）が発せられ、これにより神社神道は一宗教として他のすべての宗教と全く同一の法的基礎に立つものとされると同時に、神道を含む一切の宗教を国家から分離するための具体的措置が明示された。昭和21年11月3日公布された**憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至つたのである。**元来、わが国においては、キリスト教諸国や回教諸国等と異なり、各種の宗教が多層的、重層的に発達、併存してきているのであつて、このような宗教事情のもとで信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結びつきをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であつた。これらの諸点にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたもの、と解すべきである。」（津地鎮祭訴訟最高裁判決〔1977・7・13、大法廷〕及び愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決〔1997・4・2、大法廷〕）

（ 知っていた 知らなかった ）

- (10) 当時の列島住民・民衆に対する上記・国家神道の刷り込み・教化・強要が学校教育を中心に行われたこと。

また、個人の思想・信仰の自由を保障する近代民主国家は、その「自由」を保障するために、国家自らは「価値中立」であらねばならないこと。したがって、近代民主国家における公教育も「価値中立」であらねばならず、公的教育機関が、特定の思想・宗教・価値観等を勧めたり、「教化」することは禁じられていること。

前者を否定・反省し、後者を肯定・前提とする立場に立つ日本国憲法下においては、教育・行政等に関する公的機関が、子どもたちを含む市民・国民に特定の思想・価値観を勧めたり強要することは、固く禁じられている。その「特定の思想・価値観」が、国家神道・国家主義のように、それ自体が現憲法の理念・原則に反しているものであれば、なおさら、言うまでもない。

これらのことは、以下のような最高裁判決（大法廷「学テ判決」1976・5・21）にも表されている。

「教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に**個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきもの**としている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、**憲法二六条、一三条の規定上からも許されないと解することができる**」

「教基法は、その前文の示すように、憲法の精神にのっとり、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献するためには、教育が根本的重要性を有するとの認識の下に、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育が今後におけるわが国の教育の基本理念であるとしている。これは、**戦前のわが国の教育が、国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があつたことに対する反省によるもの**であり、右の理念は、これを更に具体化した同法の各規定を解釈するにあつても、強く念頭に置かれるべきものであることは、いうまでもない。」

（ 知っていた 知らなかった ）

※【 上記・判決には「右の理念（真理と平和を希求する人間の育成を期すること他）は、これを更に具体化した同法の各規定を解釈するにあつても、強く念頭に置かれるべきものであることは、いうまでもない」とあり、それは、「戦前のわが国の教育が、国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があつたことに対する反省によるものであ」としている。

このことは、改定された教育基本法の「各規定」も、上記「反省」から導き出された上記「理念」に基づいて「解釈」されるべきであることを、当判決が要請していることを表している。】

(11) 2013年及び2014年の「建国記念の日 奉祝大会」前に、同大会実行委員会より貴委員会に出された「後援申請書」には、「政治的・宗教的・営利的な催しではありません。」と記されているが、次の「五」で述べるように、当該「奉祝大会」が、国家神道のイデオロギー・教義・立場に立っていることは明らかである。

その、大日本帝国時代の国家神道との関係で、現憲法の政教分離原則が厳格なものとした〔注〕というのは、憲法学・歴史学等、いわば、「学会の常識・通説」

である。つまり、大日本帝国政府は、「国家神道は非宗教であるから、その推進は『信教の自由』と矛盾しない」という理屈を立てていたが、国家神道が「政教分離」の「教」にあたる宗教であることは、現憲法の当然の大前提なのである。このことは、上記（9）で示した最高裁判決の以下の文章からも明らかである。

「国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた」

「昭和 21 年 11 月 3 日公布された憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。」

以上、国家神道が、現憲法における政教分離規定の「教」にあたることを、

（ 知っていた 知らなかった ）

〔注〕

上記（9）・最高裁判決は、現憲法における、この「厳格性」について、次のように記している。

憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」（20 条 1 項前段）とし、また「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」（同条 2 項）として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」（同条 1 項後段）、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」（同条 3 項）とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……………これを支出し、又はその利用に供してはならない。」（89 条）として、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けている。

（12） 下記に示すように、「奉祝大会」の実質的主催者が「日本会議愛媛本部」であり〔注 1〕、「日本会議（愛媛本部）」は、大日本帝国を肯定・賛美し、現憲法を否定する立場からの「新憲法」の制定や首相の靖国神社参拝などをめざす政治団体であること〔注 2〕。

（ 知っていた 知らなかった ）

〔注1〕

当「建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会」の「問い合わせ先」は日本会議愛媛県本部であり、当「実行委員会」の会長と日本会議愛媛県本部の会長は同一人物であり、当「本部」のホームページには、当「奉祝大会」の参加呼びかけや当「奉祝大会」後の報告などが載せられており、当「奉祝大会」冊子では、日本会議への入会が呼びかけられている。

〔注2〕

日本会議のホームページより、その一端を転載します。詳しくは当ホームページをご覧ください。

私たちは、美しい日本の再建と誇りある国づくりのために、政策提言と国民運動を推進する民間団体です。

私達の国民運動は、これまでに、明治・大正・昭和の元号法制化の実現、昭和天皇御在位 60 年や今上陛下の御即位などの皇室のご慶事をお祝いする奉祝運動、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、終戦 50 年に際しての戦没者追悼行事やアジア共生の祭典の開催、自衛隊 PKO 活動への支援、伝統に基づく国家理念を提唱した新憲法の提唱など、30 有余年にわたり正しい日本の進路を求めて力強い国民運動を全国において展開してきました。

今日、日本は、混迷する政治、荒廃する教育、欠落する危機管理など多くの問題を抱え、前途多難な時を迎えています。私達「日本会議」は、美しい日本を守り伝えるため、「誇りある国づくりを」を合言葉に、提言し行動します。

また、私達の新しい国民運動に呼応して、国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」が設立されています。私達は、美しい日本の再建をめざし、国会議員の皆さんとともに全国津々浦々で草の根国民運動を展開します。皆様のご声援をよろしくお願いします。

当「建国記念の日 奉祝大会」も、上記のような政治的「国民運動」の一環として毎年、行われて来たものである。

- 四 上記「三の(1)～(12)」のうち、いくつかでも「知っていた」と答えられた委員会におかれましては、「知っていた」にもかかわらず、当該「奉祝大会」を後援し(当該チラシを配布し)た理由をお聞かせください。

五 貴委員会が後援し(あるいは、配布し)た「建国記念の日 奉祝大会」の「参加呼びかけチラシ」は、

- (1) 「三の(1)(2)」で見た、当祝日を規定する法律の趣旨・内容と違って、神武天皇が即位した「その日を記念して今日の建国記念の日が定められました。」(当該チラシ裏面)とし、現在の「建国記念の日」を「日本国の誕生日である」(当該チラシ表面)としています。
- (2) そして、大日本帝国時代の「紀元節」と同じく、歴史的事実でないところの『日本書紀』—「記紀神話」等に基づく形で、2月11日の「建国記念の日」を「みんなで祝いましょう!」と呼びかけています。
- (3) また、「三の(5)」で見たように、現日本国憲法の基本理念であり、明白な形で規定されている国民主権(人民主権)・民主主義(国民・民衆統治)に反する天皇主権・天皇統治の正当・正統性を表し、示そうとする「天壤無窮の神勅」を「声に出して読んでみましょう」と呼びかけています。
- (4) そして、「三の(6)」で見たように、大日本帝国時代、歴史的事実でないにもかかわらず、「事実」として教えられ、疑うことを許されなかった、国家神道の神典『古事記』『日本書紀』—「記紀神話」に基づき、かつ、さらに脚色しながら、さも事実であるかのようにして、「日本建国のものがたり」をつくり、記載しています。
- (5) 上記「(1)～(4)」及び、それらを含めた当該チラシの内容から明らかなように、当該「奉祝大会」及び、それへの参加を呼びかける当該チラシは、戦前・戦中—大日本帝国時代の紀元節を「お祝いする」のと全く同じイデオロギー・立場・目的で、「建国記念の日」を「奉祝」しようとしています。

また、2013年の「建国記念の日 奉祝大会」前に、同大会実行委員会より貴委員会に、「後援申請書」とともに出された「建国記念の日奉祝大会開催趣意書」には、やはり、上記「当該チラシ」と同じく、「三の(1)(2)」で見た、当祝日を規定する法律の趣旨・内容と違って、「日本国の誕生日である『建国記念の日』をお祝いし」と書かれています。

さらに、以下のように、神武天皇を実在の天皇として、また、「神武天皇の即位」を歴史的事実として書いています。

「わが国では、近代国家の仲間入りをした明治時代に、初代・神武天皇が御即位された年の元旦を太陽暦に換算して2月11日が紀元節と定められました。」

そして、同じく、「後援申請書」とともに出された「式次第」には、「紀元節の歌 斉唱」と書かれています。

以上は、当該「奉祝大会」が、日本国憲法における国民主権（人民主権）等の理念・原則に真向から反していること、及び、同憲法上（政教分離の原則）、公的機関が関わることを禁じられている国家神道のイデオロギー・教義・立場に立っていることを明瞭に示しています。

以上から、公的機関たる教育委員会が当該「奉祝大会」を「後援」することは、どうであったと、貴委員会は考えますか？

（ 妥当であった 妥当でなかった ）

また、当該チラシを各学校に配布した、あるいは、学校を通して子どもたちに配布した教育委員会におかれましては、当該「配布行為」は、公教育機関として、どのようなものであったと考えていますか？

（ 妥当であった 妥当でなかった ）

六 「妥当であった」と答えられた教育委員会におかれましては、当該「奉祝大会チラシ」・「後援申請書」・「奉祝大会・式次第」等が上記「五」の内容であったにもかかわらず、公的教育機関たる貴委員会が当該「奉祝大会」の後援をすること（あるいは、配布すること）が「妥当であった」と考える理由及び法的根拠を、日本国憲法及び民主主義との関係において示してください。

◆ 以上の質問に対するご回答に関しましては、（万一、それが無かった場合は、無かったことも含め）マスメディアやインターネット等々で公開するとともに、主権者たる市民としての法的対応が必要か否かを私たちが判断する際の参考にもさせていただきますので、誠実にお答えされんことをお願い致します。

以上